



2021年12月3日

各 位

会 社 名 株式会社山口フィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長グループ CEO 椋梨 敬介
(コード：8418 東証一部)
問合せ先 総合企画部長 坂本 亮一
(TEL. 083-223-3447)

当社臨時株主総会の上程議案に関する
議決権行使助言会社 ISS 社の賛成推奨について

当社は、2021年12月24日開催予定の当社臨時株主総会において上程予定の議案「第1号議案 取締役吉村猛氏解任の件」(以下、「第1号議案」といいます。)及び「第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)1名選任の件」(以下、「第2号議案」といいます。)について、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc. (以下、「ISS社」といいます。)が2021年12月2日付の同社レポート(以下、「ISS社賛成推奨レポート」といいます。)において、「賛成推奨」を行ったとの情報を確認いたしましたので、当社株主の皆様のご参考のために、お知らせいたします。

なお、当社は、2021年11月25日付「当社臨時株主総会の上程議案に関する議決権行使助言会社グラスルイス社の賛成推奨について」にてお知らせしましたとおり、第1号議案及び第2号議案に関して、議決権行使助言会社である Glass Lewis & Co., LLC (以下、「グラスルイス社」といいます。)からも、2021年11月22日付の同社レポートにおいて、「賛成推奨」を行ったとの情報を入手しており、今回のISS社の「賛成推奨」により、ISS社及びグラスルイス社という議決権行使助言会社の世界最大手2社から、第1号議案及び第2号議案について「賛成推奨」がなされたこととなります。

ISS社賛成推奨レポートについては、グローバルに議決権行使に関する助言を行っているISS社が、当社から独立した立場から議案について分析したうえで結論に至ったものと理解しており、当社取締役会の考え方が支持されたものと受け止めております。

特に、ISS社賛成推奨レポートにおいて、「第1号議案」に関し、当社の社外取締役を含む取締役との対話、社内調査本部の調査報告書及び臨時株主総会招集通知に基づき、①当社取締役会の独立性が高くモニタリング型の取締役会であり(10名の取締役のうち、5名の独立社外取締役を含む7名の社外取締役で構成されている)、根本的な疑問は、なぜこれまで当社取締役会が吉村氏を適切に監督できなかったのかという点にあるが、この点について当社社外取締役によれば当社は様々な改善策を策定していくと表明している、②ガバナンスシステムの議論に入る前に、そもそも本件は吉村氏のアグレッシブな経営手法と新規

ビジネスの開拓に向けた意欲を好まない者により吉村氏が畏にはめられた（吉村氏に関する疑惑は都合の良い口実としてのみ使われた）との見方がある、③公平に見れば、吉村氏は地方銀行の厳しい経営環境の中で現状を打破することの重要性を強調しており株主もそれに異議を唱えておらず、仮に吉村氏が当社に対しそれがなければ今後の当社グループの成功が望めない変革をもたらすとすれば、吉村氏を解任することは却って株主の不利益となる、④それにも関わらず、経営トップとしての重要な資質である経営手法及び他の取締役とのコミュニケーションスキルについて、吉村氏のそれらは、合意形成を重視する当社の取締役会では全く機能せず、社外取締役を含む取締役の信頼を失った今、吉村氏が取締役の地位に留まり続けることは取締役会における対立と混乱を招くだけであり、その結果株主が利益を得ることはない、として、本議案への賛成を推奨すると結論付けていることにつきまして、一般の株主の皆様にも有益な情報と思われることから、本プレスリリースを通じて広くお伝え申し上げます次第です。

以上